

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

綾部市「住んでよかった…ゆったりとした自然豊かなまち」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

綾部市

3 地域再生計画の区域

綾部市の全域

4 地域再生計画の目標

綾部市は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分に位置し、京都府のほぼ中央部にあたり、京都市から北西に 76 k m 地点にある。人口は 37,047 人(平成 22 年 4 月現在)、面積 347.11km²で、市内には、市街地を貫通して日本海に注ぐ大河である清流由良川をはじめ、その支流である上林川・八田川・犀川や舞鶴市の市街地を通り、日本海に流れ込んでいる伊佐津川等、京阪神からの太公望でにぎわう多くの清流が流れている山紫水明の地である。

特に清流由良川は、『サケの遡上する南限の大河』としても知られているとともに、天然鮎が遡上する 100 名川の 1 つにも数えられている。

しかし、それらの河川は表面的には比較的正常な水質が維持されているものの、近年では市内の川を訪れる釣り人や、鮎等の漁獲量も年々減少している状況である。また、近年の環境に関するアンケート調査によると、生活排水による水質汚濁の問題や、飲み水として使われる水源の汚染の問題に対する関心が非常に高く、水洗化整備等への期待が読み取れる。そのような中で、ふるさとの美しい自然や川を後世に引き継ぎたいと願う市民運動が活発となり、「上林川を美しくする会」・「あやべ山家観光やな保存会」等の結成、さらには「ほたるまつり」や「川まつり」などのイベントが各地域で実施されるなど、以前のような清らかなふるさとの川の再生のため、多くの活動が行われている。

綾部市では、この市民の願いや活動と連携し、遅れている水洗化のスピードアップを目的に、平成 15 年度に『新綾部市水洗化総合計画』を策定し、『京都府水洗化総合計画』との整合を図りながら、汚水処理施設の整備を推進している。

平成 18 年度には地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金の活用により公共下水道事業及び浄化槽設置整備事業の効率的な整備を進め、計画目標の平成 22 年度末汚水処理人口普及率 60% を達成できる見込みである。

しかしながら、汚水処理事業の着手が遅かったことに加え、広大な行政区域を有していること、さらには近年の極めて厳しい財政状況により、依然として京都府下の市町村の中では極めて低い状況である。(平成 21 年度末京都府の汚水処理人口普及率 94.8%)

そこで、さらに汚水処理施設の整備促進を図るためにも、『住んでよかった…ゆったりとした自然豊かなまち』の再生を合言葉に、引き続き汚水処理施設整備交付金を活用し、関連事業と連携を取りながら、汚水処理施設整備を一層促進するとともに、市民の快適な暮らしの確保をはじめ、公共用水域の水質保全や若者の定着に向けたまちづくり、さらには、近年活発な動きがある都市との交流を深め、『美しい自然豊かなまち綾部』を愛する多くの市民や都市住民と連携し、市内全域の活性化を図ることにより、地域の再生を目指す。

(目標 1) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率を平成 22 年度末 60% から平成 26 年度末 67% に向上)

(目標 2) 美しい自然や川を後世に引き継ぐ

(現在環境基準の A 類型である由良川、上林川の水質について、A 類型を維持する。)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本市の農業集落排水事業は、農業振興地域の集落を対象とし、農業用水の水質汚濁や農村集落の生活環境の改善を目的として整備を行っている。今後も事業採択を受けている物部地区および東八田地区の整備を進める。また、浄化槽事業については、個人設置型の事業に取り組み、集合処理で整備する処理区を除く地域の水洗化を促進する。

その他の事業として、市街地を対象とした公共下水道事業及び本市の全域(ただし、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽(個人設置型)の整備計画区域を除く。)を対象とした浄化槽事業についても市町村設置型の事業に取り組み、計画的かつ効率的な汚水処理事業の促進を図るものである。

また、水洗化に伴う排水設備工事時の費用負担を軽減することを目的に、資金の融資あっせんを行っており、水洗化人口の普及促進を図っている。

さらに、市民と事業者と行政が協働した組織として、上林川を美しくする会が葦刈りや水質調査等を実施している。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 農業集落排水施設(物部地区) ……平成 18 年 5 月に事業採択の通知を受けている。
- ・ 農業集落排水施設(東八田地区) ……平成 22 年 7 月より農山漁村地域整備計画により実施している。

[事業主体]

- ・いずれも綾部市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 綾部市物部地区、東八田地区
- ・浄化槽（個人設置型） 味方地区

[事業期間]

- ・農業集落排水施設（物部地区） 平成23年度～25年度
- ・農業集落排水施設（東八田地区） 平成23年度～26年度
- ・浄化槽（個人設置型）（味方地区） 平成23年度～26年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 $\phi 75 \sim 150$ L = 5, 040 m
処理場 1箇所
- ・浄化槽（個人設置型） 10基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設（物部地区）	720人
農業集落排水施設（東八田地区）	720人
浄化槽（個人設置型）（味方地区）	24人

[事業費]

・農業集落排水施設	事業費	792,000千円
	（うち、交付金	396,000千円）
・浄化槽（個人設置型）	事業費	4,410千円
	（うち、交付金	1,470千円）
合計	事業費	796,410千円
	（うち、交付金	397,470千円）

5-3 その他の事業

○公共下水道事業（事業主体：綾部市）

主として市街地を対象に下水道整備事業に取り組んでいる。平成18年度には地域再生計画の認定を受け、計画期間中に区域内の水洗化普及率が18%向上した。しかし、上流域が未整備区域であり、今後も事業を継続し、市街地の水洗化の普及促進に努める。

○浄化槽(市町村設置型) (事業主体:綾部市)

綾部市の全域(ただし、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽(個人設置型)の整備計画区域を除く。)を対象に浄化槽事業に取り組んでいる。平成18年度には地域再生計画の認定を受け、計画期間中に区域内の水洗化普及率が16%向上した。今後も事業を継続し、地域の水洗化の普及促進に努める。

○排水設備等資金の融資あっせん制度(事業主体:綾部市)

排水設備工事時の費用負担を軽減することを目的に、排水設備を設置し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又はくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、資金の融資をあっせんすることにより、水洗化人口の普及促進を図っている。

○上林川を美しくする会事業

上林川の清流をよみがえらせ、すばらしい環境を次代に引き継ぐために、平成13年7月に市民と事業者と行政が協働した「上林川を美しくする会」が発足したところである。

同会では、毎年7月に約50人により葦刈りを実施するとともに、上林川の水質調査を年6回(9ポイント)実施しており、年2回の会報にその結果を掲載し河川景観の保全や川を美しくする意識の高揚のための活動に取り組む。

6 計画期間 平成23年度～26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、綾部市において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし